

次のとおり一般競争入札を行います。

令和8年3月17日

湯河原町長 内藤喜文



1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和8・9年度みやのうえ保育園整備工事
- (2) 工事概要
- ア みやのうえ保育園解体工事
- 1 構造等：鉄骨造 地上2階建て
 - 2 延床面積：612.36㎡
- イ みやのうえ保育園新築工事
- 1 主要用途：保育所
 - 2 構造等：鉄骨造 地上2階建て
 - 3 建築面積：449.73㎡
 - 4 延床面積：669.11㎡
1階面積：361.81㎡
2階面積：307.30㎡
 - 5 最高高さ：6.92m
- (3) 工事箇所 湯河原町官上地内
- (4) 現場説明 なし
- (5) 工期等 契約締結の日から令和10年1月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

(1) 参加資格要件

- ア 湯河原町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による指示又は営業停止命令を受けていない者であること。
- エ 湯河原町が措置する指名停止の期間中でないこと。
- オ 事業税並びに消費税及び地方消費税、町税等の滞納がない者であること。
- カ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- キ 発注工種に係る建設業法第26条の技術者を配置できる者であること。
- ク 2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて湯河原町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- ケ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて湯河原町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- コ 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- サ 本件が技術者を専任で配置しなければならない工事（請負金額（税込み）が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上））の場合、本件工事に専任で配置できる技術者を有していること。

なお、専任を要する場合は、

- (ア) 開札日以前3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。
- (イ) 本契約締結時に他の工事に従事していないこと。（工場製作期間がある工事を除く。）
- (ウ) 営業所の専任技術者でないこと。

シ 湯河原町暴力団排除条例（平成23年湯河原町条例第13号）第2条第2号から第5号まで
に該当しない者であること。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約
を解除する。

ス 役員等（入札に参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人等である場
合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう（相談役、
顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人において業務を執行する社
員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を
含む。））又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表
者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していないこと。なお、契約締結後に該当
することが判明した場合は当該契約を解除する。

セ 工事費内訳書（入札金額を積算したもの）を提出できるものであること。

ソ 本件入札は、電子入札システムより執行しますので、有効なICカードを所有し利用者
登録をしているものであること。

3 入札方法等

(1) 電子入札システムで行います。

(2) 入札金額は、入札参加者が消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額（消費税及び地方消費税抜きの金
額）とします。

契約金額は、入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端
数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

(3) 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消することはできません。入札書を提出する
際は、件名、金額等を十分確認し提出してください。

(4) 再入札については、2回まで行います。日程については、原則、開札日当日となります
が、詳細は電子入札システムにより通知する再入札通知書により必ずご確認ください。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格と
なった者は2回目の入札に参加することができません。（2回目以降も同様）

再入札の日程は変更となる場合がありますので、電子入札システムにより通知する再入札
通知書により必ずご確認ください。

(5) 同額の落札価格が複数存在する場合は、電子くじを実施し、落札者を決定しますので、くじ
番号を入力してください。

(6) 落札した案件について入札金額の錯誤、技術者が配置できない等の理由で、契約辞退をす
ると不誠実な行為として指名停止措置になりますので、十分ご注意ください。

(7) 入札に参加しない場合は、電子入札システムにより辞退届を提出してください。未提出の
場合は、不着（無断欠席）の扱いになります。なお、無断欠席した者には、ペナルティーを
科す場合があります。

4 最低制限価格 あり（入札価格が最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者は、
失格となります。）

5 入札保証金

湯河原町契約規則（昭和39年湯河原町規則第13号）第7条第3項第2号の規定により免除
入札保証金の納付を免除された者が、落札したにもかかわらず契約を締結しなかったとき
は、落札金額（単価による契約にあつては、予定数量に単価を乗じて得た額）の100分の5に相
当する額を損害金として町に納付する義務を負います。

6 契約保証金

契約金額が1件100万円以上のものは、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として預
かります。ただし、湯河原町を被保険者とする履行保証保険に加入の場合等、湯河原町契約規則
第39条各号に該当する場合は免除します。

7 前金払

湯河原町公共工事の前払金に関する規則（昭和48年湯河原町規則第4号）第2条第1項の規定により、契約金額が1件300万円以上のものに限り、必要と認めるものについては、当該契約金額の4割を超えない範囲において前金払いすることができます。前金払の申請は、町指定の様式に公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第3条の規定による登録を受けた保証事業会社の保証証書を添えて提出してください。

また、同規則第2条第2項の規定により前金払をした工事であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、当該契約金額の2割を超えない範囲において請負人に既にした前金払に追加して中間前金払をすることができます。

8 部分払

契約金額が1件1,000万円以上のものに限り、部分払（1回以内）をすることができます。

9 火災保険付保険の要否 否

10 下請届出書

落札者は、請負工事の一部を下請人にて施工する場合「請負工事一部下請届出書」を提出してください。

11 落札者の決定

入札辞退届（別紙2）を考慮のうえ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

なお、落札者が契約締結までに「2 入札参加資格に関する事項」の要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しません。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とします。この場合、町は一切の賠償の責を負わないものとします。

- (1) 「2 入札参加資格に関する事項」の要件を満たさない者が行った入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札及び契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合
- (3) 設計図書を取りに来ていない者が行った入札
- (4) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による入札執行手続の誤り又は入札案件説明書、設計図書、仕様書等の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

13 契約書の作成

契約の締結には、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とします。

また、本件は町議会の議決を要しますので、湯河原町契約規則第42条の規定により仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約が成立することとなります。

14 その他

- (1) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為がないよう充分注意してください。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがあります。
- (2) ICカード等の不具合等により電子入札ができない場合は、入札書提出締切最終日の午前中までにご連絡ください。
- (3) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (4) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。
- (5) 「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、湯河原町役場総務課までお問い合わせください。

- (6) 前各項に定めるもののほか、この入札に関することは、湯河原町契約規則に定めるところによります。

15 入札に関する問合せ

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町役場 総務課行政・文書係 担当：佐藤 圭

TEL 0465-63-2111 内線287 FAX 0465-63-4194

質 問 書

令和 年 月 日

湯河原町長 内藤喜文様

名 称

件 名：令和8・9年度みやのうえ保育園整備工事

下記の質問事項にご回答くださるようお願いいたします。

番 号	質 問 事 項

工事別発注概要書

工事名	令和8・9年度みやのうえ保育園整備工事
工事場所	湯河原町宮上地内
工事概要	<p>みやのうえ保育園解体工事</p> <p>1 構造等：鉄骨造 地上2階建て</p> <p>2 延床面積：612.36㎡</p> <p>みやのうえ保育園新築工事</p> <p>1 主要用途：保育所</p> <p>2 構造等：鉄骨造 地上2階建て</p> <p>3 建築面積：449.73㎡</p> <p>4 延床面積：669.11㎡</p> <p>1階面積：361.81㎡</p> <p>2階面積：307.30㎡</p> <p>5 最高高さ：6.92m</p>
工種	建築一式
完成期限	令和10年1月31日
最低制限価格	<p>設定する</p> <p>詳細は次の湯河原町ホームページでご確認ください。</p> <p>https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/15/22234.html</p>
企業形態	単体企業
登録業種	建築一式
町長が認定した 等級格付け（又は 総合点数）及び 所在地	<p>Aランク（950点以上） 及び神奈川県内に本店を有する者</p>
特定建設業許可	下請負代金の額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事の場合は必要
配置技術者	<p>請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事の場合は、次の要件を備える主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者を配置する場合は、上記「工種」に係る監理技術者資格者証を有すること。また、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。 ・競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本契約締結時に他の工事に従事していないこと（工場製作期間がある工事を除く。）。 ・営業所の専任技術者でないこと。ただし、請負金額が主任技術者又は監理技術者の専任を要しない工事の場合は、主任技術者との兼務を認めます。 <p>（1現場に限る。）</p>
同種の工事实績	—
労働福祉	社会保険に加入していること
その他	<p>月単位の週休2日制確保モデル工事として発注する工事です。詳細は次の町ホームページをご確認ください。</p> <p>https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/15/22117.html</p>
競争参加資格確認申請期限及び通知日	<p>申請期限 令和8年3月31日（火）12時まで</p> <p>「電子入札システム」により申請してください。</p> <p>確認通知日 令和8年4月1日（水）</p>
設計図書の取得方法等	本件工事の設計図書は、確認通知日に通知書に添付します。
設計図書に関する質問及び回答	<p>質問期限内に質問書を使用して、下記にFAXにより提出してください。（「電子入札システム」の質問機能ではありません。）</p> <p>FAX番号 0465-63-4194</p> <p>質問期間 令和8年4月1日（水）～令和8年4月21日（火）12時</p> <p>回答期限 令和8年4月30日（木）17時まで、「電子入札システム」の回答機能で閲覧に供します。</p> <p>※質問しなかった方も必ず確認してください。</p>
入札書の提出期間	<p>令和8年5月20日（水）（8時30分～20時）及び</p> <p>令和8年5月21日（木）（8時30分～17時）</p> <p>※入札書の再提出はできません。事前に質問の回答を確認のうえ、提出してください。</p>
開札予定日時	<p>令和8年5月22日（金）10時</p> <p>※再度入札がある場合には、入札公告「3」の(4)をご覧ください。</p>
支払条件	<p>(1)前金払（契約金額が1件300万円以上のもの）</p> <p>保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の100分の40以内の前金払を行います。</p> <p>保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の100分の20以内の中間前金払を行います。</p> <p>(2)部分払 あり（1回以内）</p>
落札候補者とな	落札者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日を除く）の17時15分

<p>った者が提出する書類</p>	<p>までに次の書類を湯河原町役場総務課宛に持参又は郵送してください。</p> <p>(1) 工事費内訳書（落札した入札金額を積算したもの）</p> <p>(2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本）の写し</p> <p>(3) 技術者の配置が必要な場合は次の書類</p> <p>ア 配置予定技術者届（落札金額により専任又は非専任） 開札日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類</p> <p>イ 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し</p> <p>ウ 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）</p> <p>(4) リサイクル法の届が必要な場合 説明書、届出書、別表（1～3の該当するもの）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面及び工事工程表</p>
<p>電子入札操作に関する問い合わせ先</p>	<p>コールセンター（9時～17時） ナビダイヤル 0120-921-182</p>